

# 青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱

平成2年9月10日

青森県告示第553号

改正	平成	3年	10月	21日	告示第	732号
	平成	5年	2月	12日	告示第	87号
	平成	8年	11月	27日	告示第	759号
	平成	9年	10月	3日	告示第	660号
	平成	12年	3月	13日	告示第	182号
	平成	14年	2月	27日	告示第	67号
	平成	22年	12月	8日	告示第	822号

## (目的)

第1 この要綱は、ゴルフ場における農薬の使用等について必要な事項を定めることにより、農薬の安全かつ適正な使用等の確保を図り、もって生活環境及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 農薬 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。
- 二 ゴルフ場 ホールの数が18ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホールの数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が100メートル以上のゴルフ場及びホールの数が9ホール以上18ホール未満であり、かつ、ホールの平均距離が150メートル以上のゴルフ場をいう。
- 三 ゴルフ場の設置等 ゴルフ場の設置又はその構造若しくは規模の変更（軽微な変更を除く。）をいう。

## (環境保全協定の締結)

第3 ゴルフ場の設置等を行おうとする者（以下「設置等予定者」という。）は、ゴルフ場の設置等に着手する前に、生活環境及び自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定（以下「環境保全協定」という。）を所在市町村（その区域内に当該ゴルフ場が設置され、又は当該ゴルフ場の設置が予定されている市町村をいう。以下同じ。）と締結するよう努めなければならない。

2 設置等予定者は、関係市町村（その区域内に当該ゴルフ場の設置等に伴って生活環境に影響を受けると認められる者が居住する市町村をいい、所在市町村を除く。以下同じ。）等から環境保全協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

## (農薬の購入)

第4 ゴルフ場を経営する者（ゴルフ場を経営する者とゴルフ場を直接に管理し、及び運営する者が異なるときは、ゴルフ場を直接に管理し、及び運営する者をいう。以下同じ。）及び設置等予

定者（ゴルフ場の設置等に係る工事が請負により行われるときは、当該工事の請負人をいう。第5において同じ。）は、農薬を購入しようとするときは、法第2条第1項の規定による登録を受けた製造者若しくは輸入者又は法第8条第1項の規定による届出のあった販売者から購入しなければならない。

（農薬の使用）

第5 ゴルフ場を経営する者及び設置等予定者（以下「ゴルフ場事業者」という。）は、農薬の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 法第2条第1項若しくは第15条の2第1項の規定による登録を受けた農薬又は法第2条第1項ただし書に規定する特定農薬を使用すること。
- 二 法第7条の規定により表示された適用病虫害の範囲及び使用方法、使用上の注意事項その他の事項に基づいて、安全かつ適正に使用すること。

第6 ゴルフ場事業者は、農薬の使用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 できる限り、毒性の弱い農薬を使用すること。この場合において、法第12条の2第1項に規定する水質汚濁性農薬以外の農薬を使用すること。
- 二 農薬の量及びその使用頻度は、必要最小限にとどめること。この場合において、除草剤は、できる限り使用しないものとし、やむを得ず使用するときであっても、スポット処理にとどめること。

（農薬の保管）

第7 ゴルフ場事業者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、施錠できる専用の保管庫に農薬を保管しなければならない。

- 2 ゴルフ場事業者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物に該当する農薬を、前項の保管庫の内部において、施錠できる専用の保管庫に保管し、当該専用の保管庫に「医薬用外毒物劇物」の表示をしなければならない。

（農薬使用管理責任者）

第8 ゴルフ場事業者は、農薬使用管理責任者を選任し、農薬の安全かつ適正な使用及び管理のため必要な業務を行わせなければならない。

- 2 ゴルフ場事業者は、農薬使用管理責任者を選任し、又は変更したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に報告しなければならない。

（農薬使用管理責任者等の資質の向上）

第9 ゴルフ場事業者は、農薬使用管理責任者その他の職員を農薬の使用に関する講習会等に積極的に参加させ、その資質の向上に努めるものとする。

（農薬の使用実績の記録）

第10 ゴルフ場事業者は、知事が別に定める様式により、農薬の使用実績（病虫害の防除を委託した場合の当該委託先に係るものを含む。）を記録し、少なくとも3年間保存しなければならない。

（農薬の使用計画及び使用実績の報告）

第11 ゴルフ場を経営する者は、知事が別に定める様式により、毎年3月31日までに翌年度の農薬の使用計画を、毎年4月30日までに前年度の農薬の使用実績を知事に報告しなければならない。

ない。

(被害の防止)

第12 ゴルフ場事業者は、農薬の使用に当たっては、気象、地形等の条件を考慮し、当該ゴルフ場の農薬散布従事者その他の職員及び利用者並びに周辺地域の住民に被害を及ぼさないようにするとともに、水道水源及び水産動植物に影響を及ぼさないように措置しなければならない。

(事故時の措置)

第13 ゴルフ場事業者は、当該ゴルフ場で使用された農薬に起因する被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その状況を知事に報告するとともに、所在市町村及び関係市町村に通知し、及びその原因を究明し、必要な措置を講じなければならない。

(排出水の排出の制限)

第14 ゴルフ場事業者は、当該ゴルフ場の排水口（ゴルフ場から排出される水（以下「排水」という。）がゴルフ場の区域からゴルフ場の区域外の水域に流出する地点をいう。以下同じ。）において、別表の農薬名の欄に掲げる農薬について同表の指針値の欄に掲げる数値を超える濃度の排水を排出してはならない。

(ゴルフ場の区域内の水質の監視)

第15 ゴルフ場事業者は、調整池での魚類の飼育等により、当該ゴルフ場の区域内の水質の状況を監視しなければならない。

(排水の水質の測定)

第16 ゴルフ場を経営する者は、排水の水質を年3回以上測定してその結果を記録し、少なくとも3年間保存しなければならない。

2 ゴルフ場を経営する者は、前項の規定による測定を実施したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

(報告及び調査)

第17 知事は、必要があると認めるときは、ゴルフ場事業者に対し、農薬の使用状況等について報告を求め、又はその職員に、ゴルフ場に立ち入り、排水口、農薬の保管庫、帳簿その他の物件を調査させることがある。

(勧告及び公表)

第18 知事は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理のため必要があると認めるときは、ゴルフ場事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたゴルフ場事業者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することがある。

(市町村長との連携)

第19 知事は、市町村とゴルフ場における農薬の使用等に関する情報交換を行う等相互に密接な連携を図るものとする。

(施行事項)

第20 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に設置されているゴルフ場を経営している者は、当該ゴルフ場について、

所在市町村等と環境保全協定を締結するよう努めなければならない。

附 則（平成3年告示第732号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成5年告示第87号）

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則（平成8年告示第759号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の青森県ゴルフ場の設置等に係る環境保全調査等及びゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4第1項（改正前の要綱第8において準用する場合を含む。）の規定により提出されている環境保全調査書に係るゴルフ場の設置等については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行前に改正前の要綱の規定によりなされた報告、勧告及び公表は、それぞれ改正後の青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の相当規定によりなされた報告、勧告及び公表とみなす。

（青森県環境影響評価要綱の一部改正）

4 青森県環境影響評価要綱（平成8年10月青森県告示第711号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「現に」の下に「青森県ゴルフ場の設置等に係る環境保全調査等及びゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱（平成8年11月青森県告示第759号）による改正前の」を加える。

附 則（平成9年告示第660号）

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成12年告示第182号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第67号）

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第822号）

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

## 別表（第14関係）

## ゴルフ場の排水口における排水水の指針値

農 薬 名	指 針 値 (単位1リットルにつきミリグラム)
(殺虫剤)	
アセタミプリド	1.8
アセフェート	0.063
イソキサチオン	0.08
イミダクロプリド	1.5
エトフェンプロックス	0.82
クロチアニジン	2.5
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チアメトキサム	0.47
チオジカルブ	0.8
テブフェノジド	0.42
トリクロルホン (DEP)	0.05
ピリダフェンチオン	0.02
フェニトロチオン (MEP)	0.03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
アゾキシストロビン	4.7
イソプロチオラン	2.6
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタジンとして)
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04
オキシシン銅 (有機銅)	0.4
キャプタン	3
クロロタロニル (TPN)	0.4
クロロネブ	0.5
ジフェノコナゾール	0.3
シプロコナゾール	0.3
シメコナゾール	0.22
チウラム (チラム)	0.2
チオフアネートメチル	3
チフルザミド	0.5
テトラコナゾール	0.1
テブコナゾール	0.77
トリフルミゾール	0.5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
フルトラニル	2.3
プロピコナゾール	0.5
ベノミル	0.2

ペンシクロン	1.4
ボスカリド	1.1
ホセチル	23
ポリカーバメート	0.3
メタラキシル及びメタラキシルM	0.58 (メタラキシルとして)
メプロニル (除草剤)	1
アシュラム	2
エトキシスルフロン	1
オキサジアルギル	0.2
オキサジクロメホン	0.24
カフェンストロール	0.07
シクロスルファミロン	0.8
ジチオピル	0.095
シデュロン	3
シマジン (CAT)	0.03
テルブカルブ (MBPMC)	0.2
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
ハロスルフロメチル	2.6
ピリブチカルブ	0.23
ブタミホス	0.2
フラザスルフロン	0.3
プロピザミド	0.5
ベンスリド (SAP)	1
ペンディメタリン	1
ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8
メコプロップカリウム塩 (MCPPカリウム塩)、 メコプロップジメチルアミン塩 (MCPPジメチ ルアミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミ ン塩及びメコプロップPカリウム塩	0.47 (メコプロップとして)
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナト リウム塩 (植物成長調整剤)	0.05 (MCPAとして)
トリネキサバックエチル	0.15